

- * 激しい雨や風の中での登校には、安全を第一に考慮し絶対に無理な登校はしないようにしてください。また、警報が解除された後に、安全に登校ができる状況になつた時には、速やかに登校をして授業または考査等を受けるようにしてください。
- * 授業の開始は生徒の登校状況をみて判断いたします。
(災害による登校時間の遅れは遅刻・欠席になります)
- * インターンシップ・ワーキングプログラム実施時は、会社の指示に従ってください。

* 生徒心得

信 条

- われわれは学校生活を楽しく秩序あるものにし、すぐれた校風をつくる。
- 自発的な組織を通じて、学校生活における生徒の問題を自主的に解決する。
- 個人を基調として、互いに敬愛し、しかも言葉と行動に責任をもつ。
- 学校の行事、生徒会の活動には積極的に参加する。

1. 学 習

- 真理を愛し、自主的に学習する。
- 礼——授業の始めと終りには、先生に対して起立して礼をする。
- 座席——定められた席をみだりに変更しない。変わった場合は先生の許可を受ける。
- 試験——試験の時は机の中に物を置かず、定められた場所におく。受験の際は出席番号順に着席し、筆記用具の貸借はしない。携帯電話は電源を切ること。
不正行為をしたと認められた者の答案は無効とする。教えることも、教えられることも共に不正行為である。

2. 服装・頭髪・装飾品

(1) 服 装

男子の制服は黒の詰襟の学生服（標準型）とする。ただし女子については本校所定のものとする。また、校内においては白いシャツを着用の上、黒・グレー・白・紺のセーター（Vネック・丸首）・ベストは可とする。

夏季（6月1日～9月30日）の服装は、

男子 上は白いシャツが開襟シャツ、下は黒い学生ズボン。

女子 上は白いシャツかブラウス、下は所定のスカートとする。

制服の襟に校章、右に科章をつける。

校舎内では、校内履きを使用し、土足厳禁とする。

(2) 頭 髮

頭髪は高校生らしい清潔なものとし、いつでも「就職・進学」の面接に臨むことのできるものとする。（着色等及び特異な型は禁止とする）

(3) 装 飾 品

ネックレス・ピアス・指輪等の着用は禁止する。

3. 規 律・行 動

定められた規則は必ず守り、その行動に責任をもつ。

集合——多人数集まつた時は特に静粛にする。

掲示——掲示は許可をとること。また、許可なく

- 20 -

4. 登校・下校

通学——原付、自動二輪、自動車による通学は禁止する。

通学した者は指導の対象とする。
登校——定められた時間までに登校する。遅刻した場合は教科担任の許しを得ない用事で外出する場合はホームルーム担任の許可を受けること。

下校——放課後は特別な活動、部活動、図書館における閲覧などをする以外の者は速やかに下校する。

休日登校——休日に登校して校舎施設を使用する

場合には、予め届け出て許可を受けなければならない。登校時は直ちに先生に連絡すること。

5. 所 持 品

学校には学習に必要な物はなるべく持参しない。

生徒証——生徒証は常に所持し、他人に貸与してはならない。

- 21 -

募金・集会——校内で、募金・集会・放送・掲示等をする場合は必ずその責任者は事前に、生徒会の許可を受けること。（生徒会は生活指導部に連絡する。）

弁償——学校の施設、備品は大切に取り扱い、万一損傷した場合は直ちに関係職員に届け出ること。この場合、事情により弁償を命ずることもある。

記名—所持品には必ず学年、氏名を明記しておくこと。

遺失物—遺失・拾得に際しては、生活指導部にある届け出用紙に記入する。

6. ホームルーム活動

ホームルーム活動は積極的にその責任を果たす。運番（日直）—ホームルーム週番（日直）は別に定める規定による。

掃除—分担された掃除区域を責任もって掃除して、整理、整頓すること。

7. 原い・届け

その都度速やかに行う。
欠席—欠席、遅刻、早退、欠課の場合はその都度保護者署名捺印の上、ホームルーム担任に届け出ること。病気のため引き続き1週間以上にわたる場合は医師の診断書を添える。

忌引—忌引届けを提出する。

次の日数は欠席として扱わない。

一親等 7日以内

二親等 5日以内

三親等 3日以内

休学・復学—休学又は復学する場合は、各々必要書類を添えて校長に申請する。休学の期間は3ヶ月以上2年以内とする。

転・退学—転・退学する場合はホームルーム担任に相談し、各々必要書類を添えて校長に申請する。

する。

旅行・登山—旅行（登山・キャンプ等を含む）をする場合はホームルーム担任に相談し、生活指導部に旅行願いを提出し、許可を受けること。

自転車通学—自転車を利用する者は所定のステッカーを貼ること。自転車は定められた場所に置くこと。

アルバイト—アルバイトをする必要のある場合はホームルーム担任に相談し、生活指導部に届け出用紙に記入し、ホームルーム担任に提出すること。

感染症—本人又は家族が感染症にかかった時は直ちにこの旨届け出ること。
連絡—学校から家庭への通知は溝端なく保護者に手渡し、回答を要するものは、速やかにホームルーム担任に提出しなくてはならない。

その他—保護者、住所、姓名等の変更異動があつた時は速やかに校長に届け出ること。

8. 納 入

その他の納入期日は必ず守ること。
詳細については別に定める「経営企画室に関する事項」による。

9. 備 考

各届け様式は別に指示する。